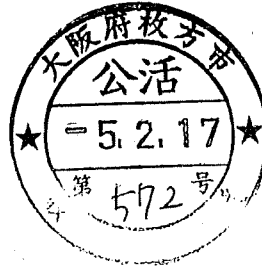


枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【1. スノック】

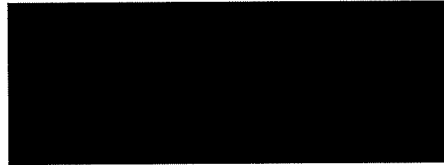


令和5年2月17日

枚方市長 様

団体名 特定非営利活動法スノック
主たる事務所 〒573-0013
の所在地 枚方市星丘2丁目22番75-105
代表者氏名 理事長 絹川 誠
担当者氏名

連絡先



枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

「未来を創るスタディサークル」

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

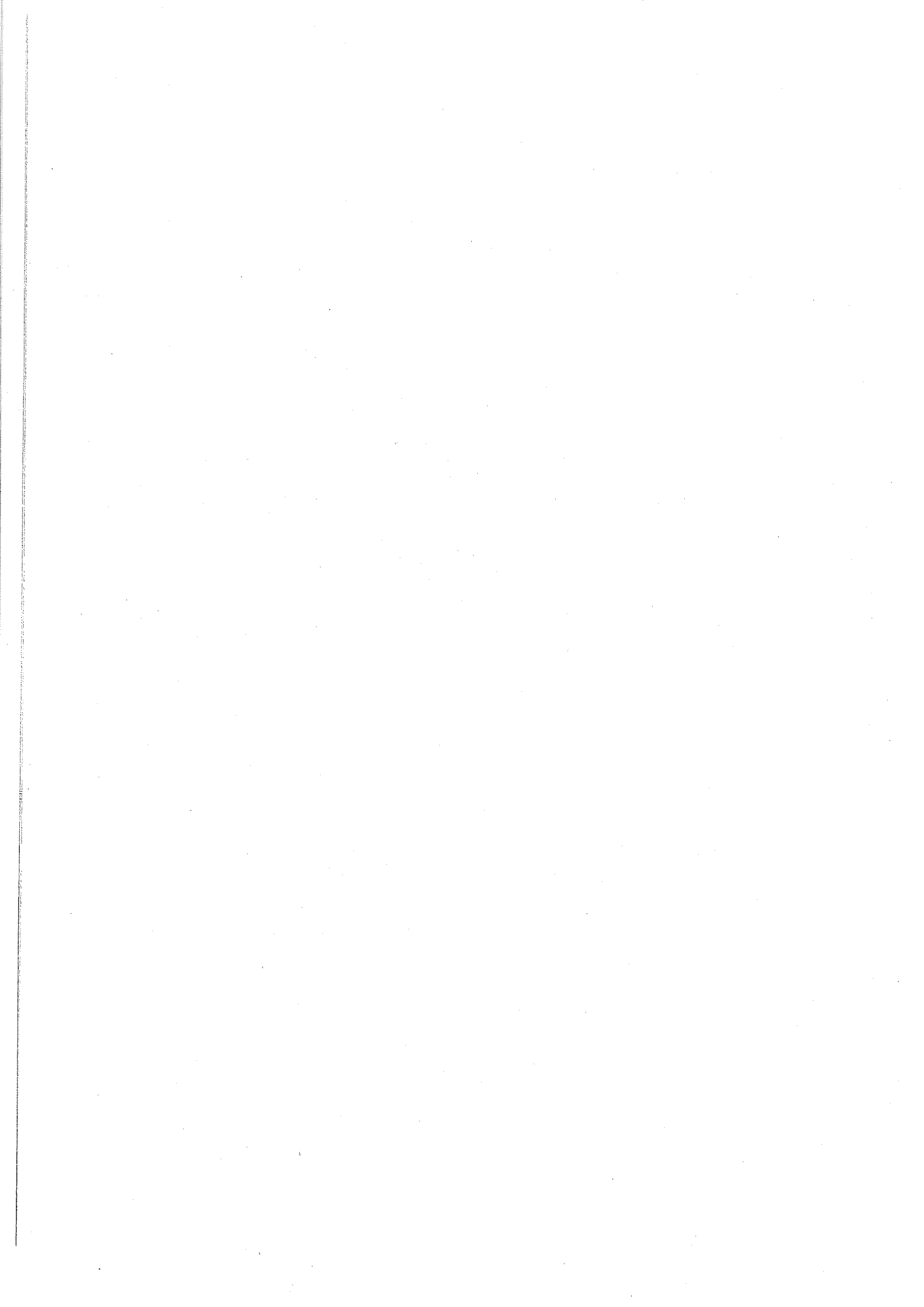
3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 300,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

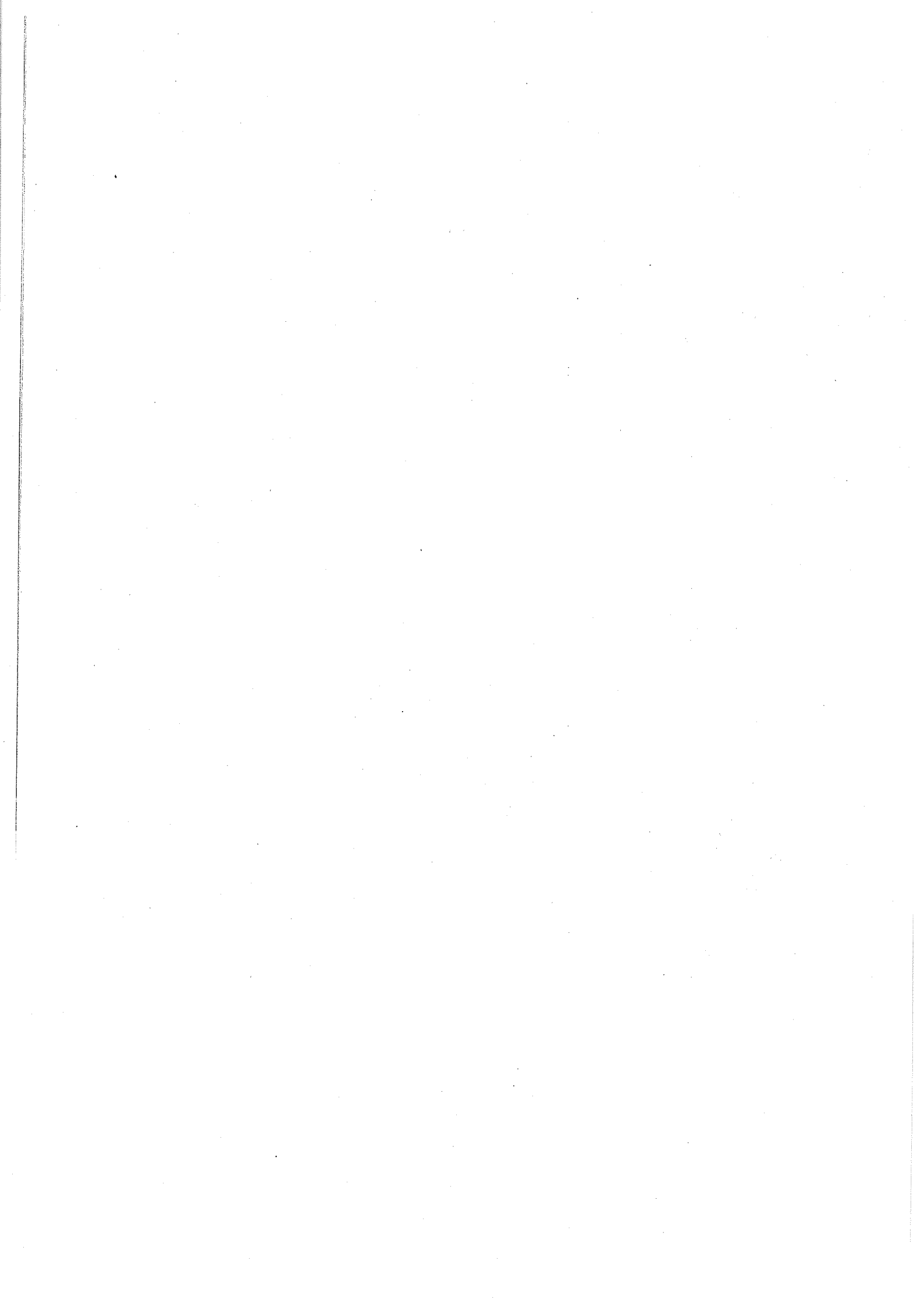


事業計画書

団体名	特定非営利活動法人スノック
事業名称	「未来を創るスタディサークル」
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和5年4月1日～令和6年3月31日
1. 事業の目的	<p>長期的な視点(複数年単位)で記入</p> <p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 「社会的つながり」が希薄化することによる、「他者との学び合い」の機会の減少</p> <p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 家庭や職場以外での場での他者との交流が減少しており、様々な背景を持つ他者との対話が少なくなってきたと感じたため</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 資本主義社会の高度化により、全てがお金で解決できるようになってしまい、他者との協働や贈与の必要性が重視されなくなったため。</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) 新しい「都市型のコミュニティ」を創る為、スウェーデンのスタディサークルを参考に「学び合う場」を定期的で開催する。</p>
	<p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) 「未来を創るスタディサークル」を定期開催することで、多種多様な人があつまるコミュニティ活動を活性化させる</p>
	<p>事業実施期間の視点(単年度)で記入</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 <枚方市民への効果> (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) ・「未来を創るスタディサークル」の参加者同士が対話を続けることで、自分達が生活する枚方市にこれからどのようなモノ・コトが必要なのかという議論が熟成される。また、議論を通じて他者との学び合いが繰り返される中で、全人格的な成長が促進され、地域課題や政治への関心が高まり、参加者自身が自発的に社会参加に取り組むきっかけ作りになる。 ・実例として「未来を創るスタディサークル」を通じて、スノックの活動に共鳴して、一緒に活動をする仲間となったメンバーが2名います。2名の方とこれからどのような取り組みが必要かと議論をする中で、「子供向けのスタディサークル」や「企業向けのスタディサークル」という新規事業を3月に開催することとなりました。 <確認方法> (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) ・スタディサークル参加者に対し、アンケート調査を実施する。 ・LINE グループ等による感想の共有</p>
	<p>2. 事業内容等</p> <p>(1) 事業の対象者(例:枚方市内に住む10代から20代の人 など具体的に) ・枚方市(近隣市在住者含む)在住の市民全般 ・生涯学習やリカレント教育に興味がある枚方市民や他地域の住民</p>

	<p>(2) 事業の実施場所 (移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること) ・枚方市総合文化芸術センター・サプリ村野・生涯学習センターなど ・オンライン</p>
	<p>(3) 事業内容 「未来を創るスタディサークル」を定期的開催する。「未来を創るスタディサークル」で学び合うテーマについては、参加者同士で「今何を学びたいと思っている」のか、また「何を学ぶ必要があるのか」について対話を深めながら決定する。決まったテーマについて理解を深めるために必要であれば、外部講師に話題提供を依頼したり、テーマに合致した書籍や映画等を題材にして学ぶ。また必要であればスタディツアー等も実施する。</p>
<p>3. 実施スケジュール</p>	<p>(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可 別紙「実施スケジュール」参照</p>
<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(1) 人員体制 (実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること) ・「未来を創るスタディサークル」の運営スタッフ 各回4名前後 (ファシリテーター1～2名、ホームページ作成、SNS 広報、参加者管理、会場設営、写真撮影、オンライン会議ソフト管理、</p> <p>(2) 事業対象者の見込み数 (例: 参加者●名など現時点の想定人数を記入すること) 参加者 10名 (※運営スタッフは除く) ×8回 延べ80名程度</p> <p>(3) その他の体制 (寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること) 協力団体: Study Circles Japan ※「Study Circles Japan」はスタディサークルの理念を日本に紹介し、スタディサークルを通じて日本と世界との橋渡しをすることを目指している団体です。「Study Circles Japan」よりスタディサークルの理念や運営方法をアドバイス頂きながら、協働してスタディサークルを開催していきます。 寄附者: 当法人理事・活動に賛同してくれている個人 (スタディサークル参加者など)</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること) 今後、スタディサークルを企業内での研修コンテンツとして広め、事業費を得ることも計画しており、今年度3月には介護職を主な参加者として想定した未来型読書会 (アクティブブックダイアログ) を開催します。また子ども達に対しても対話を重視した学び合いの場を提供することを予定しており、3月には「こども哲学」のワークショップを開催し、子育てに関する助成金の確保を目指しています。</p>
<p>6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み</p>	<p>スタディサークルでの学びの質を高めるために、話題提供ができる人物を人選し、スタディサークルに参加してもらった。(スウェーデンで実際にスタディサークルリーダーをしていた方や、元日欧文化交流学院院長にも講演をお願いした)。話題提供者が遠方であっても参加してもらえるように、ハイブリッド型 (オンライン&リアル参加) のスタディサークルにも取り組んでいる。(元日欧文化交流学院院長の銭本氏は現在は日本医療大学で講師をしておられ、札幌市からのオンライン参加であった)</p>

7. 事業のPR方法	<p>(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当法人ホームページ ・FACEBOOK、INSTAGRAM、コクチーズ、PEATIX、activo等での告知 ・枚方市広報（サプリ村野学校での開催の場合）、ひらせんナビ、地域掲示板等
8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定	<p>助成金等の予定 <input checked="" type="checkbox"/> 有り (申請中を含む) ・ <input type="checkbox"/> 無し (本補助金のみ)</p> <p>助成金等の名称 (大阪コミュニティ財団)</p> <p>申請中の場合、申請結果が確定する予定日 (令和5年3月頃の見込み)</p>
9. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など	<p>令和4年度からスタートした事業ですが、参加者の方々の再参加率が非常に高く、参加者の背景（職業・年齢層・問題意識など）も多岐にわたっています。私達のイベントを通じて、参加者同士の学び合いが回を重ねるごとに促進されており、今後社会教育の場として今後重要な役割を果たすことが可能だと感じています。</p>



2023年度「未来を創るスタディサークル」実施スケジュール（予定）

特定非営利活動法人スノック

■ 第1回開催スケジュール

2023年4月上旬 会場予約・事前打ち合わせ・講師派遣依頼・ホームページ（SNS 含む）掲載など

2023年5月上旬 2023年度第1回「未来を創るスタディサークル」開催

2023年5月上旬 スタッフ振り返り

■ 第2回開催スケジュール

2023年5月中旬 会場予約・事前打ち合わせ・講師派遣依頼・ホームページ（SNS 含む）掲載など

2023年6月中旬 2023年度第2回「未来を創るスタディサークル」開催

2023年6月中旬 スタッフ振り返り

■ 第3回開催スケジュール

2023年6月中旬 会場予約・事前打ち合わせ・講師派遣依頼・ホームページ（SNS 含む）掲載など

2023年7月下旬 2023年度第3回「未来を創るスタディサークル」開催

2023年7月下旬 スタッフ振り返り

■ 第4回開催スケジュール

2023年7月下旬 会場予約・事前打ち合わせ・講師派遣依頼・ホームページ（SNS 含む）掲載など

2023年9月上旬 2023年度第4回「未来を創るスタディサークル」開催

2023年9月上旬 スタッフ振り返り

■ 第5回開催スケジュール

2023年9月上旬 会場予約・事前打ち合わせ・講師派遣依頼・ホームページ（SNS 含む）掲載など

2023年10月上旬 2023年度第5回「未来を創るスタディサークル」開催

2023年10月上旬 スタッフ振り返り

■ 第6回開催スケジュール

2023年10月上旬 会場予約・事前打ち合わせ・講師派遣依頼・ホームページ (SNS 含む) 掲載など

2023年11月下旬 2023年度第6回「未来を創るスタディサークル」開催

2023年11月下旬 スタッフ振り返り

■ 第7回開催スケジュール

2023年11月下旬 会場予約・事前打ち合わせ・講師派遣依頼・ホームページ (SNS 含む) 掲載など

2024年1月下旬 2023年度第7回「未来を創るスタディサークル」開催

2024年1月下旬 スタッフ振り返り

■ 第8回開催スケジュール

2024年1月下旬 会場予約・事前打ち合わせ・講師派遣依頼・ホームページ (SNS 含む) 掲載など

2024年3月上旬 2023年度第8回「未来を創るスタディサークル」開催

2023年3月上旬 スタッフ振り返り

※会場の予約状況等により実施月は変更の可能性があります。

以上

事業収支予算書

団体名：特定非営利活動法人スノック

補助対象事業の名称：	「未来を創るスタディサークル」
------------	-----------------

事業実施期間： 令和5年4月～令和6年3月

【収入の部】

(単位：円)

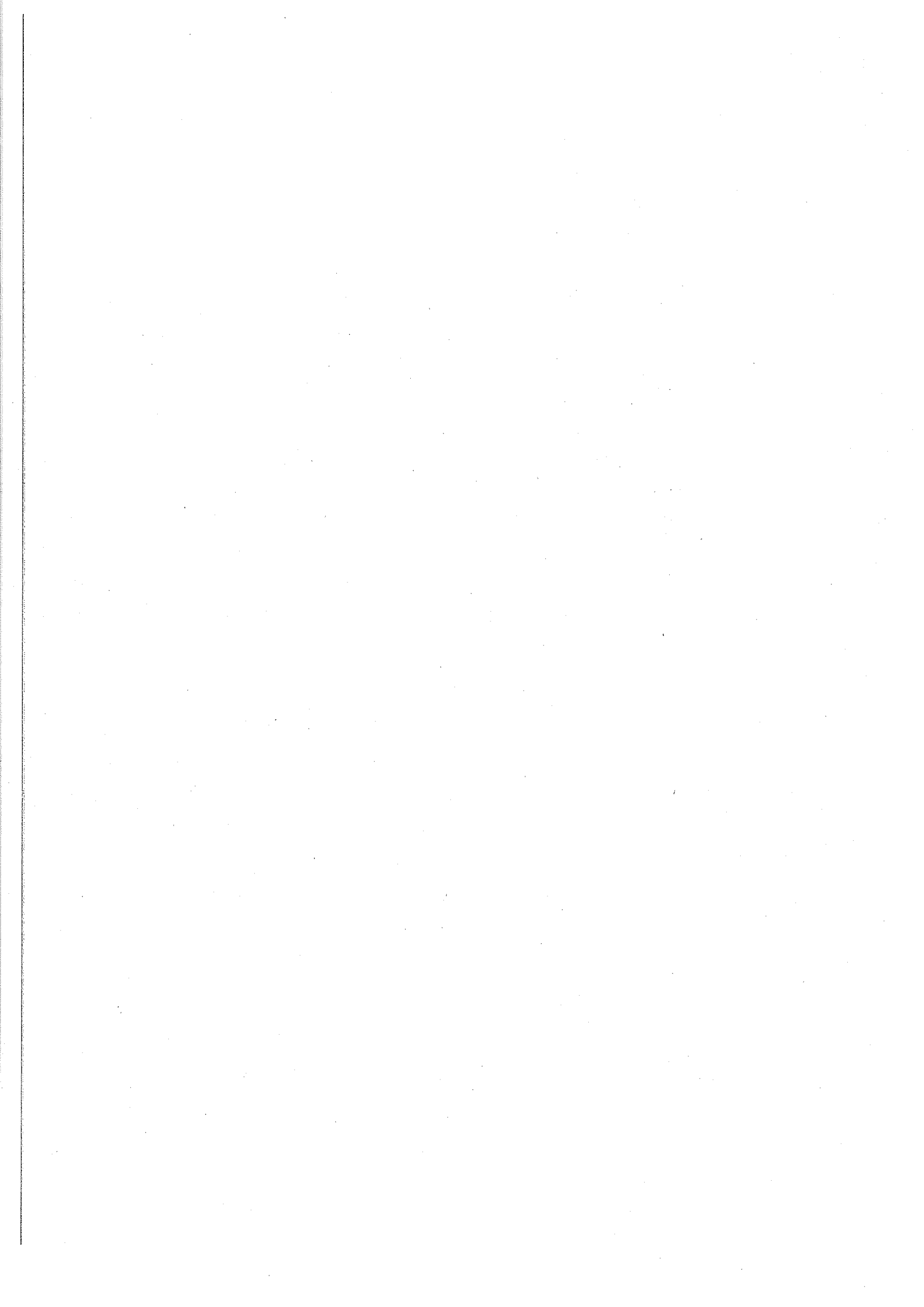
項目※1	予算額	内容説明(積算根拠等)
枚方市補助金(一般)(A)	300,000	補助金交付申請額(一般寄附)
枚方市補助金(団体)(B)	0	補助金交付申請額(団体希望寄附)
自己資金	150,754	
合 計 (C)	450,754	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明(積算根拠等)	
補助対象経費	開催会場賃借料	18,400	2,300円×8回=18,400円 (枚方総合文化芸術センターマルチスペース2 13時～17時)
	謝金(講師)	80,000	20,000円(講師謝金1回3時間)×4回=80,000円(参考:講師に係る謝礼金の取扱基準(大阪市)大学教授の1時間あたりの謝礼金基本額7100円)
	旅費交通費	65,600	事前ミーティングなど 3,620円×8回=28,960円(4名分) イベント当日分 3,620円×8回=28,960円(4名分) 会場予約・支払・チラシ印刷など 320円×24回=7,680円(4名分)
	消耗品費	15,000	書籍・A4用紙・マジック・ボールペン・養生テープ・延長コードなど
	印刷製本費	20,000	資料・チラシ印刷代
	通信費	38,400	ZOOM使用料 2,200円×12か月=26,400円 ポケットwifiレンタル代 1,500円×8回=12,000円
	運搬費	32,000	タクシー料金 2,000円×2(往復)×8回=32,000円
	備品購入費	157,354	ヤマハマイクスピーカーシステム YVC-1000×1台 102,828円 拡張マイク 27,263円×2個=54,526円
小 計 (E)	426,754		
補助対象外経費	食糧費	24,000	3000円×8回=24,000円
小 計	24,000		
合 計 (D)	450,754		

- ※1：事業に係る収入はすべて記入してください。
- ※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。
- ※3：枚方市補助金(一般)(A)は、補助回数により記入可能な金額が異なります。
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)
- ※4：枚方市補助金(団体)(B)は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。
(通知がなかった or 今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)



「未来を創るスタディサークル」



現在私たちは事業の一環として「未来を創るスタディサークル」を開催しております。

私達は「社会的つながり」の中で様々なことを学びあってきました。「社会的つながり」は様々な他者と、学び合い認め合うことを可能にし、それは個人の変容・成長の場でもあり、その営みは「人生の喜び」でもありました。

しかし今の日本では「社会的つながり」がますます希薄になってきているように感じます。これから求められる「社会的つながり」は今までの様な地縁的なコミュニティではなく、より目的意識をもったコミュニティだと考えています。

スウェーデンでは「スタディサークル」という「学び合いのコミュニティ」が長期にわたり人々から受け入れられています。スウェーデンの人々にとって「スタディサークル」はなくてはならない「都市型のコミュニティ」として確立しています。

「スタディサークル」は仲間との学び合いの中で、自分の存在意義を見つけ出し、人々を孤立した個人から社会に接続する役割を果たします。

スタディサークルとは

「スタディサークル」はスウェーデンで1902年にはじまりました。当初スタディサークルは「ピア・サークル」「自習グループ」とも呼ばれていました。スタディサークルは教育水準の低い人々が政治に参加し、活躍するための手段となり、20世紀初めの民主化運動で非常に重要な役割を果たしました。

スタディサークルは「Folkbildning」という言葉で表現されます。「Folkbildning」

には「参加者が互いに学び合う自由な学習」という意味があり、参加者は学びたいことを自由に選択することができ、参加は自発的であることが求められます。

2015年には、約27万回のスタディサークルが開催されました。スウェーデンでは「学ぶ」ことは「生きる喜び」として捉えられており、スタディサークルは人々が「生きる喜び」を実感する場となっています。



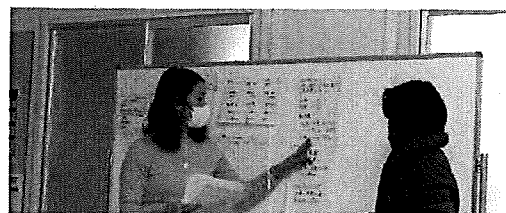
スタディサークルの特徴

スタディサークルは1回だけ参加するという様なセミナー形式ではありません。5名から10名程度の参加者が継続的に学び合う場です。自分達で発見した課題を、自分達で解決していきます。

スタディサークルでは「対話」を重視します。対話の重要性を半ば強制的に意識できる場ともいえるかもしれませんが。参加者同士で対話を続けることで、多様な意見を受け入れ、自分の視野を広げていくことの重要性に気付くことができます。

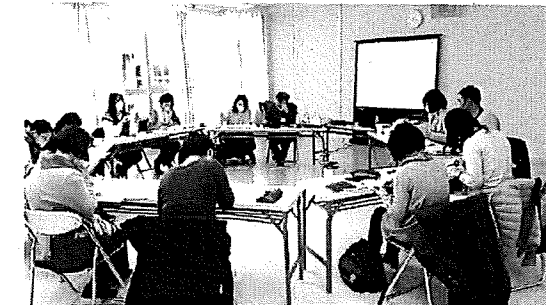
また、今の日本では誰かが決めた「正解」というものが既に用意されすぎているのかもしれませんが。スタディサークルでは用意された「正解」に疑問を投げかけ、「正解」を模索していくプロセスを体験することで、話し合いながら折り合いをつけるということを学びます。「話し合いながら折り合いをつける」ということは「民主主義の土台」であり、自分達が生きる環境を自分達で創り上げるということに繋がります。

1990年代半ばにおこなわれた政府調査では、学習サークルへの参加には、地域の問題や政治への関心を高め、社会参加を促進する機能があるということが、公式に確認されました。



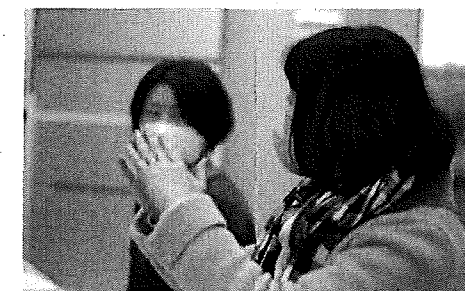
スタディサークルで大切にしたいこと

- ・お互いがお互いから刺激を受けることを大切に
- ・みんなで知識を探究し、理解を深めていく
- ・参加者同士の対等性・平等性（先生はいない）
- ・運営は全員の話し合いにより自律的に進められる
- ・「We」（私たち）という意識。みんなで一つという考え方
- ・成績をつけたり、競争したりする場ではないこと。
- ・一人も置き去りにしない
- ・参加者それぞれがサークルに貢献すること。誰かが提供する学びの場ではなく、自分達で作る学びの場であるということ。
- ・会話への投資。時間をかけて話することに意味があるという考え方



今年度 延べ7回開催 延べ参加人数 約60名（予定）

- ・令和4年6月 テーマ：「国の借金1200兆円って？」
- ・令和4年8月 テーマ：「国の借金1200兆円って？」
- ・令和4年9月 テーマ：「人生を豊かにする学びとは」
- ・令和4年11月 テーマ：「ホイスコーレについて学ぶ」
- ・令和4年12月 テーマ：「ホイスコーレについて学ぶ」
- ・令和5年2月 テーマ：「幸せの国」デンマークの「福祉」と「教育」を学ぶ
- ・令和5年3月 開催予定



NPO法人 スノック
URL : <https://snok.org>
E-mail : info@snok.org

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

令和3年度事業報告書

特定非営利活動法人 スノック

I 事業期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

II 事業の成果

- ・「新しい働き方・生き方を提案する事業」として、時代に先駆けた働き方や考え方をしている個人を取材し、インタビュー記事をホームページ記事に掲載することができた。
- ・「高齢化社会に関する課題解決事業」として、生涯教育の場を充実させる為「読書会」を定期的開催し、参加者の対話の場を作ることができた。
- ・「高齢化社会に関する課題解決事業」として、地域の中間支援団体等と共に防災関係やNPOフェスタの活動を実施することで、地域内での繋がりを強化することができた。また様々な研修会等に参加して学ぶことで、今後の活動に資することができた。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1) (事業名) 新しい働き方・生き方を提案する事業

(内 容) 人口動態の急激な変化に伴う働き方の変化について、先駆的な取り組みをしている個人を取材し、ホームページ等で紹介する。

(実施場所) 取材先

(実施日時) 令和3年12月5日 「畑とともに。スローライフな老人ホーム」

令和3年12月28日 「働く」＝「本気の遊び」 スパイス工房 燦」

(事業の対象者) 不特定多数の一般市民

(収 益) 0円

(費 用) 0円

(2) (事業名) 高齢化社会に関する課題解決事業

(内 容) 「読書会」の開催

(実施場所) オンライン開催及び枚方市内

(実施日時) 令和3年4月20日 19:30～21:00 オンライン開催 参加人数5名

テーマ本：「LIFE SHIFT 100年時代の人生戦略」

令和3年5月26日 19:30～21:00 オンライン開催 参加人数5名

テーマ本：「人新生の資本論」

令和3年7月13日 19:30～21:00 オンライン開催 参加人数5名

テーマ本：「脱資本主義宣言」

令和3年7月25日 10:00~12:00 枚方駅前カフェ 参加人数2名
テーマ本：「お金の大学」一生お金に困らない5つの力

令和3年8月24日 19:30~21:00 オンライン開催 参加人数4名
テーマ本：「2030：せかいの大変化を水平思考で展望する」

令和3年9月29日 19:30~21:00 オンライン開催 参加人数5名
テーマ本：「DIE WITH ZERO：人生が豊かになりすぎる究極のルール」

令和3年12月17日 19:30~21:00 オンライン読書会 参加人数6名
テーマ本：「LIFE SHIFT 2 100年時代の行動戦略」

令和4年2月27日 19:30~21:00 オンライン読書会 参加人数7名
テーマ本：「お金のむこうに人がいる」

(事業の対象者) 参加者

(収 益) 0円

(費 用) 20,737円

- (2) (事業名) 高齢化社会に関する課題解決事業
(内容) 他機関との協働 (防災関係及び地域コミュニティとの連携)
(実施場所) 下記参照
(実施日時) 令和3年3月15日 18:30~20:00
交流会：ひらかたNPO フェスタ事務局会議 1名参加
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて
- 令和3年5月20日 18:30~20:00
交流会：ひらかたNPO フェスタ事務局会議 1名参加
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて
- 令和3年6月24日 18:30~20:00
交流会：ひらかたNPO フェスタ事務局会議 1名参加
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて
- 令和3年10月4日 13:30~15:00
交流会：えんともミーティング (防災) 1名参加
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて
- 令和3年10月29日 18:30~19:30
交流会：防災企画委員会 (防災学校) 1名参加

(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和3年11月10日 13:00~14:30

交流会: えんともミーティング (防災) 1名参加
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和3年11月11日 18:30~20:00

交流会: ひらかたNPO フェスタ事務局会議 1名参加
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和3年12月7日 10:00~11:30

交流会: 2021年度 第2回NPOと行政の意見交換会「農を生かした産業の活性化について」 2名参加
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和3年12月9日 11:00~12:00

打ち合わせ: 枚方市社会福祉協議会 (災害時の瓦について)
枚方市社会福祉協議会事務所

令和3年12月9日 18:30~20:00

交流会: ひらかたNPO フェスタ事務局会議 1名参加
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和3年12月10日 18:00~19:30

自主研修: RPR 入門講座 2名参加
(認定NPO 法人 イーパーツ主催) オンラインにて

令和3年12月17日 13:30~16:00

自主研修: 里山保全セミナー 1名参加
(公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会主催) オンラインにて

令和3年12月25日 10:00~12:00

打ち合わせ: 災害復旧支援チーム 茨木 (災害時の瓦について)
1名参加 チーム茨木事務所にて

令和4年1月20日 11:00~12:00

打ち合わせ: 龍谷大学政策学部教授 (竹林整備の可能性について)
1名参加 龍谷大学にて

令和4年1月21日 18:30~19:30

交流会: 防災企画委員会 (防災学校) 1名参加
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和4年1月27日 10:30~13:00

自主研修：災害ボランティアコーディネーター研修 1名参加
(大阪府社会福祉協議会主催) サプリ村野にて (オンライン)

令和4年1月28日 13:20~16:00

自主研修：第23回摂南大学農学セミナー 1名参加
(摂南大学農学部主催) オンラインにて

令和4年3月31日 18:30~20:00

交流会：ひらかたNPOフェスタ事務局会議 1名参加

(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

(事業の対象者) 不特定多数の一般市民及び地域活動団体

(収 益) 0円

(費 用) 0円

2 その他の事業 実施なし

IV 社員総会の開催状況

第1回通常総会 (みなし総会として実施)

(日 時) 令和3年5月3日 (総会決議があったものとみなされた日)

(社員総数) 10名

(出席者数) 社員の全員から電磁的記録により提案事項を承認する旨の意思表示がなされたため、社員総会の決議があったものとみなされた。

(内 容) 事業報告についての承認
活動決算についての承認

V 理事会その他の役員会の開催状況

第1回理事会 (みなし理事会として実施)

(日 時) 令和3年5月1日 (理事会決議があったものとみなされた日)

(理事総数) 3名

(出席者数) 理事全員から電磁的記録により提案事項に同意する旨の意思表示がなされたため、理事会の決議があったものとみなされた。

令和3年度 活動計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人スノック
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費	30,000	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	30,000
2 受取寄付金	3,000	
受取寄付金	0	
施設等受入評価益	0	3,000
3 受取助成金等	0	
受取民間助成金	0	0
4 事業収益	0	
事業収益	0	0
5 その他収益	0	
受取利息	10,000	
雑収益	0	10,000
経常収益計		43,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費	20,737	
会議費	0	
旅費交通費	0	
消耗品費	0	
印刷製本費	0	
その他経費計	20,737	20,737
事業費計		20,737
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費	0	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信費	2,685	
印刷製本費	490	
消耗品費	8,480	
その他経費計	11,655	11,655
管理費計		11,655
経常費用計		32,392
当期経常増減額		10,608
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		10,608
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		10,608
前期繰越正味財産額		37,827
次期繰越正味財産額		48,435

令和3年度 貸借対照表

令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人スノック
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	48,435	
未収金	0	
流動資産合計		48,435
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	0	
什器備品	0	
有形固定資産計	0	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	0	
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金	0	
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計 (A)		48,435
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	0	
前受民間助成金	0	
流動負債合計	0	0
2 固定負債		
長期借入金	0	
退職給付引当金	0	
固定負債合計	0	0
負債合計 (B)		0
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		37,827
当期正味財産加額 (減少額)		10,608
正味財産合計 (C)		48,435
負債及び正味財産合計 (B) + (C)		48,435

令和3年度 財産目録

令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人スノック
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
手元現金	7,835	
GMOあおぞらネット銀行普通預金	40,600	
未収金		
事業未収金	0	
流動資産合計		48,435
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品	0	
有形固定資産計	0	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	0	
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金	0	
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計		48,435
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金		
事務用品購入代	0	
預り金	0	
源泉所得税預り金	0	
流動負債合計		0
2 固定負債		
長期借入金		
銀行借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		0
正味財産		48,435

特定非営利活動法人 スノック 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スノックという。英文では、SNOKと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢社会が進み生産年齢人口が減少することによる様々な社会課題を解決するため、研究調査活動を実施すると共に、課題解決の為の啓発及び支援事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 高齢化社会に関する課題解決事業
- ② 生産年齢人口の減少に関する課題解決事業
- ③ 新しい働き方・生き方を提案する事業
- ④ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、総会での議決権を有しない会員

(入会)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承諾を得なければならない。

2 理事会は、正会員又は賛助会員の入会申込みについては、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条及び第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。理事会が入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が抛出した金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会で選任し、総会に報告する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会で定めるものとする。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに発信しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決権を行使する正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号、第39条、第40条第2項及び第42条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (4) 会員の入会の承認
- (5) 役員を選任、解任、報酬、職務
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営

(8) その他本会の運営に関する必要な事項

(議決)

第32条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(開催等)

第33条 その他、理事会の運営方法は、理事会の議決を経て、理事長が定める規則による。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計に関する事項)

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 前項の原則以外の会計の方法、区分などは、別に定める会計規則に従うこととする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第39条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の5分の1以上が出席する総会において、出席した正会員の過半数以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第40条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の5分の1以上が出席する総会において、出席した正会員の過半数以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の5分の1以上が出席する総会において、出席した正会員の過半数以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第44条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	絹川 誠
副理事長	十河 隆之
副理事長	綿貫 智香
監事	松元 広樹

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。但し、令和元年度については、入会金及び会費は徴収しないこととする。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 正会員入会金 | 0円 |
| 正会員会費 | 年額 3,000円 |
| (2) 賛助会入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 年額 1口 3,000円 |